

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にもどこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められる。いじめられた子供は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、図り知れない。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめの未然防止に努めることが重要である。以上の考えにより、本方針を策定した。

2 いじめの防止等の対策のための組織

〈いじめ防止対策委員会〉

校長を委員長として全職員

〈拡大いじめ防止対策委員会〉

いじめ防止対策委員、PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、巡回相談員、
学校教育相談員、スクールサポーター

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

① 道德教育

各学年の発達状況に応じて、道德の授業を要として、全教育活動にて人権教育を推進していく。

②学級づくり

- ・多面的・多角的な子供理解に努めるとともに、子供や保護者との相談活動を積極的に行うことを通して、子供同士の親和性を作り上げていく。
- ・友達を認め合う活動（人間関係づくりプログラムなど）を計画的・継続的に行い、子供一人一人が自己存在感が持てる学級づくりに努める。

③授業における取組

- ・生徒指導の3つの機能（自己決定の場、自己存在感、共感的な人間関係）を生かした授業づくりに努める。

2) 子供の自主的活動の場の設定

- ① 縦割り班活動やペア学年での活動を通して、全校児童が仲良く思いやりを持つ心を育む。
- ② 各委員会においては、常時活動に加えて、子供たちが自らの問題を明らかにし、その解決に向かって主体的な取組ができる創造的な活動が行えるように支援をしていく。
- ③ 各学級における子供の自主的活動の場を担当が意図的に設定する。

3) 保護者や地域への啓発

- ① PTA常任理事会やPTA総会にて保護者に啓発を行う。
- ② 地域ボランティアとの連携（大地に生きる印野の子見守り隊・交通指導員・地域役員等）
 - ・登下校時で気になることを連絡していただく。

- ・子供の地域での遊び方、生活の様子など随時連絡を受ける体制を作る。

- ③ タブレットなどによるトラブルを防止するため、「タブレット活用に関する確認事項」を保護者にも周知する。

4) いじめに関する教職員の研修

夏季休業中並びに必要なに応じて緊急的に実施をする

- ・いじめの定義に関する理解を深めるための研修
- ・いじめが起きたときの対応の仕方についての研修

5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

a 年5回（5月・7月・9月・11月・2月）実施

②担任による教育相談の実施

a 担任はアンケートの内容をもとにしながら、書かれてない事柄も含めて児童全員との面談を行う。

b 日頃より子供たちの様子を丁寧に観察することで早期発見に努める。

③学校教育相談員、巡回相談員、S Cによる教育相談の実施

6) いじめに対する措置

- ①いじめを把握した時は、直ちに校長・教頭に相談をし、委員会を開くか決定するとともに、対応について協議をすることで速やかな対応に努める。
- ②いじめられた児童への配慮を全職員で継続的に行う。
- ③いじめた児童への指導を適切に行う。
- ④周囲の児童への指導も迅速かつ適切に行う。
- ⑤解決に向けて、全職員による問題を共有し、指導体制を確立する。

7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供する。

②各対応

a 児童対応（担当：生徒指導主任）

- ・臨時全校集会等の開催

b 保護者対応（担当：教頭）

- ・臨時保護者会の開催

c 報道機関対応（担当：教頭）

d 警察対応（担当：教頭）